

開会の日 令和7年3月10日（月）
場 所 協 議 会 室
委 員 会 室

◆出席委員（7人）

委員長	森		要
副委員長	中	田	利 昭
委員	高	原	邦 子
委員	前	川	文 博
委員	住	田	清 美
委員	澤		史 朗
委員	水	上	雅 廣

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
総務部長	谷	尻	孝	之
総務課長	田	中	義	也
人事課長	今	井		進
総務課行政係長	廣	元	久	之
人事課人事給与係長	田	中	裕	子
市民福祉部長	野	村	賢	一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都	竹	信	也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大	上	雅	人
市民福祉部参事兼子育て応援課長	舟	本	智	樹
地域包括ケア課長	佐	藤	博	文
地域包括ケア課長補佐兼地域医療係長	中	垣	由	香
地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長	井	谷	直	裕
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板	屋	和	幸
総合福祉課障がい福祉係長	籠	戸	重	明
地域包括ケア課介護保険係長	星	野		歩
地域包括ケア課高齢支援係長	渡	邊	郁	絵
商工観光部次長兼商工課長	大	始	良	透
建築企画監	砂	田	健	太 郎
建築住宅課管理営繕係長	澤	田	充	弘
河合振興事務所長	三	井	大	輔
河合振興事務所次長兼地域振興課長	佐	々	木	秀 信
河合振興事務所地域振興課産業振興係長	柏	木	俊	和
教育長	下	出	尚	弘
教育委員会事務局長	大	庭	久	幸
教育委員会事務局次長兼教育総務課長	堀	之	上	亮 一
生涯学習課長	古	田	善	尚
スポーツ振興課長	西	田	博	和
文化振興課長	尾	賀	寿	治

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長
書記

岡 田 浩 和
川 端 嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

1. 連合審査会開催の件について

2. 付託案件審査

議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第9号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 飛騨市市債権管理条例について

議案第15号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

議案第16号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第17号 財産の無償貸付について（飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業）

議案第18号 指定管理者の指定について（飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター）の変更について

議案第19号 指定管理者の指定について（飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター）

議案第20号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第21号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

議案第22号 飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について

議案第23号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

議案第24号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第26号 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

議案第27号 飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例について

議案第28号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

議案第29号 飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について

議案第30号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

(開会 午前9時56分)

◆開会

●委員長 (森要)

ただいまより第2回総務常任委員会を開きます。本日は中田委員が午前中欠席です。
会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

◆休憩

●委員長 (森要)

ここで、連合審査会のため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時58分 再開 午後2時59分)

◆再開

●委員長 (森要)

休憩を解き、会議を再開いたします。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

また、会議規則第116条の規定により「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととなっておりますので、付託された議題に沿った質疑をお願いします。

以上、ご協力をよろしくお願いします。

◆2. 付託案件審査

議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

●委員長 (森要)

議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (森要)

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例について、ご説明を申し上げます。10ページの要旨をご覧ください。

まず、提案理由です。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正です。

次に、制定改廃の根拠等ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。

次に、条例の概要です。まず、改正の趣旨ですが、改正法により「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い関係条例の一部を改正するものです。

次に、改正の内容ですが、以下に記載しますそれぞれの条例について、各条文に定める「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、市民への影響等は特にありません。

最後に、施行日ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和7年6月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第9号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

及び

議案第10号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第9号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第10号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それではまず、議案第9号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。86ページの要旨をご覧くださいと思います。

まず、提案理由です。人事院勧告に基づく給料表、扶養手当、管理職員特別勤務手当、通勤手

当の改定及び再任用職員への手当支給の拡大に伴う改正です。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、人事院勧告中「Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正」に基づく改正でございます。

次に、条例の概要でございます。まず、（１）の俸給の最低水準の引き上げでございますが、行政職給料表（一）の３級から７級の初号近辺の号給を見直し、給与の最低水準を引き上げることで、若手、中堅、優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するものです。新たな給料表に移行する際は、号給の切替表に基づき号給を切り替え、見直される号給に在職する職員のみ給与が増額となります。ただし、順当に市の規定に基づき昇格する場合は見直される初号近辺に在職することではなく、基本的には職員の給与に影響は出ることはありません。なお、行政職給料表（一）以外の給料表についても、給料表に応じて初号近辺を見直します。

次に、（２）の扶養手当の見直しですが、配偶者及び子に係る手当を下の表のとおり、２年間で段階的に変更するものでございます。

次に、（３）の管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大でございますが、この手当は、管理職が災害時など臨時または緊急時に勤務した場合、支払われる手当のことで、現在の支給対象時間は平日深夜の午前０時から午前５時になりますが、これを午後１０時から翌日の午前５時に変更するものでございます。

次ページをお願いいたします。次に、（４）の通勤手当の引き上げですが、交通機関等を利用した場合の通勤手当の支給限度額を現行の７万５,０００円から１５万円に引き上げるものです。なお、現在、現行の７万５,０００円を上回る職員はございません。

最後に、（５）の再任用職員の手当の拡大でございますが、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対して、住居手当及び寒冷地手当を一般の職員と同様の支給額で支給するものです。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございますが、令和７年４月１日となります。

最後に備考です。（２）の扶養手当の見直し及び（５）の再任用職員の手当拡大に係る影響額を記載しております。

次に、議案第１０号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。こちらのほう、５ページの要旨をご覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく特定任期付職員への勤勉手当の支給開始に伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、人事院勧告中「Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正」に基づく改正です。

次に、条例の概要です。特定任期付職員への勤勉手当の支給を開始するに当たり、特定任期付職員業績手当を廃止し、下表のとおり期末手当の支給月数を調整するものです。結果、年間で０.２か月アップするものでございます。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございますが、令和７年４月１日となります。

最後に備考でございます。影響額及び人数は記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

飛騨市職員の給与に関する条例のほうで質問させていただきたいんですが、（2）の扶養手当の見直しということで、配偶者の扶養手当が2年後の令和8年度にはゼロ円になってしまいます。それは、この扶養手当が増額されているので、そのバランスなのかなと思うんですが、配偶者の中でも介護とかでどうしても扶養にならざるを得ない方、それから、配偶者で妻だけではなく夫が配偶者になる場合もあると思うんですけれど、配偶者手当がゼロ円というのは厳しいような気がします、これはどんな社会背景があるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

人手不足ということで、一番はやっぱり今103万円の壁とかの改正が出てきておるかと思えますけども、そういったところで、働く人を増やしたいというのが一番の理由かなとは思います。

○委員（住田清美）

そういう背景があることは分かるんですが、さっきも申し上げましたが、どうしても働けない事情がある場合について、やっぱり扶養にならざるを得ない、扶養手当って結構ありがたい手当だと思うんですが、これは市独自でつけるような考えはございませんか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

給与に関しましては、飛騨市の場合これまで国に準じてやってきておりますので、議員のおっしゃることも分かるんですけども、全体的にここだけ独自でということはちょっと難しいかなと思っております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

給料の関係ですけど、俸給の引き上げで給料表（一）、3級から7級の初号なので1号給とか2号給とか低いほうだと思うんですけど、その辺を見直すんですが、1級、2級は該当しないんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

おっしゃるとおり、1級、2級は該当しません。

○委員（前川文博）

該当しない理由というのは、どのようなところなんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

先ほど要旨のほうにもあったかと思うんですが、若手、中堅、優秀者の民間からの採用とか、そういったこともございます。初めから採用される方は1級とか2級が多いわけですが、そうではない民間から移行されてくる方の給与水準をある程度上にしましょうという趣旨でございますので、1級、2級がないということでございます。

○委員（前川文博）

私、これ9月に人事院勧告の話で質問したんですけども、給料表は市独自ではつくらないよということでありましたが、今の3級から7級の見直しというのは全国なり国家公務員からという話のものでよろしいですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

まさに人事院勧告によるものでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

同じ給料のところなんですけども、管理職の夜勤の手当なんですけど、これは今まで午前0時から午前5時までのを普通の事業所並みの午後10時から午前5時までに延ばすということなんですけど、これは今まで三六協定の関係があるところとか、この本庁だとなんか、そこはちゃんと分けてやってあったんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課人事給与係長（田中裕子）

こちらは管理職員の特別勤務手当になりますので、管理職員で夜間に勤務することがあった場合に支給しているもので、今までも午前0時から午前5時の間に勤務することがあった場合についてはお支払いをさせていただいております。

○委員（前川文博）

ですから、例えば病院とか、そういったところが労働基準監督署の入るところ、三六協定とかいろいろなものがあって、管理職だから該当しないかもしれないんですが、午前10時から午前5時までの労働基準監督署が立ち入る部分のところについては、今のこれとは関係なしに午後10時から午前5時までにはされていたということよろしいでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課人事給与係長（田中裕子）

そちらについては夜間勤務手当とか時間外の勤務手当とかで支払いをさせていただいております。

○委員（前川文博）

次、議案第10号のほうなんですけども、特定任期付職員の職員業績手当を廃止とあるんですけど、これは普通の人事評価とか同じものの話なのか、また違うものなのか、どういったものなのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

こちらにつきましては、人事評価のA評価となった場合に該当してくるものでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論は、議案番号を述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第9号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第10号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第11号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第11号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第11号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。8ページの要旨をご覧ください。

まず、提案理由でございます。時間外勤務免除の拡大及び仕事と介護の両立支援に伴う改正で

ございます。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の概要でございます。まず、（１）の時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大でございますが、時間外勤務の免除が請求できる子の範囲を「３歳に満たない子」から「小学校就学前の子」に拡大するものでございます。

次に、（２）の仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備ですが、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知を強化することを目的に、以下の３点が義務づけられます。①職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度の個別の周知・意向確認。②40歳になる職員に対して、仕事と介護の両立支援制度に関する情報の提供を実施。③研修等の開催や相談窓口の設置等の職場環境の整備。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございますが、令和７年４月１日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

（１）の時間外勤務手当の免除となる子の範囲の拡大について質問したいと思うんですけど、現在この免除の請求ができる範囲が３歳に満たない子となっておりますが、こういうお子さんをお持ちの方から請求の実態はあるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

実態はございます。

○委員（住田清美）

時間外勤務というのは命令ですよ。それをできないよということで毎回こういう請求をするのか、それとももう年度当初に、私はこういう該当の子がおるので一切時間外は免除ですよという請求をするのか、その辺の取り扱いはいかがですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課人事給与係長（田中裕子）

最初の申請の際に、この日までというふうにして大体日数を区切って申請をしていただいて、その間の時間外の勤務を免除するというふうな申請になっております。

○委員（前川文博）

時間外ということで確認したいんですが、今子育てとかいろいろなことで短時間勤務、普通だと７時間45分の勤務が５時間45分とか短い勤務もあると思います。基本的に時間外手当というの

は普通の会社でいくと8時間を超えたところから25%増しとか付くんですが、時短勤務の方、5時間45分で来ている方が7時間45分まで、2時間やってくれというのは時間外になるのか、その辺はどういう扱いなんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

時短勤務されている方につきましては、7時間45分までの間の時間外につきましては同じ単価で出しております。通常の方ですと時間外は125%とかになるんですけども、時間までどうしてもやらなければいけないというときは100%で出ているというような状態でございます。

○委員（前川文博）

そのときなんですけど、結局家庭の都合で短時間になっているわけなんですよ。これも申請して許可をもらったりとか、そういう勤務体系になっているんですが、こういった方は7時間45分までは時間外ではないので、この免除の対象、申請、どういうふうになりますか。5時間45分の方は5時間45分以上にかかる残業を免除できるのか、あくまでも7時間45分を超えないと時間外というふうに認めないのかということなのか、その辺はどうでしょうか。これを認める、申請ができるのかという話の部分です。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課人事給与係長（田中裕子）

すみません、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで暫時休憩とします。

（ 休憩 午後3時22分 再開 午後3時26分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第12号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

議案第11号は確認のため、次に、議案第12号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第12号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。4ページの要旨をご覧ください。

まず、提案理由でございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の概要でございます。まずは改正の趣旨でございますが、上位法の改正に伴い同法から引用し、規定していました条項に条項ずれが生じたため、引用条項の番号を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございますが、令和7年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第13号 飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第13号、飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議案第13号、飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。12ページの要旨をご覧ください。

まず、提案理由でございます。国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う改正です。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、同じく国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の概要です。まず、改正の趣旨でございます。改正法により、国家公務員等の旅費に関する法律の別表に記載されていた宿泊先及び旅行先の区分が削除されることに伴い、当該条例の引用箇所を削除し、関係条文及び別表の内容を改めるものでございます。

次に、改正の内容でございます。まず、（１）別表第１の１、別表第２の１に記載されております「指定都市、甲、乙、丙地方」の区分が改正法により削除されるため、本条例からも削除します。

次に、（２）宿泊料を定額から上限を設けた実費支給とする方法に改め、支給上限は国の規定を準用します。

次に、（３）外国旅行の際に支給している「日当」を、宿泊を伴う外国旅行の夜数に応じて１夜当たりの定額支給とする「宿泊手当」に改め、支給金額は国の規定を準用いたします。

最後に、（４）船中泊もしくは機中泊の旅行において、運賃のほかに食費を必要とする場合に支給されていた「食卓料」は、改正法により削除されるため、本条例からも削除します。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございますが、令和７年４月１日となります。

最後に、次ページの備考をお願いいたします。主な旅行先における宿泊の上限額を記載しております。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

今の別表の話ですね、宿泊料の比較のところなんですけど、確認なんですけど、改正後統一単価になるんですけども、「岐阜」と書いてあるんですけど、岐阜県ですね。まずそこからお願いします。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

岐阜県でございます。

○委員（前川文博）

旅行先抜粋が岐阜県で、その下が名古屋なので、これは愛知県という意味で捉えさせていただきますが、これ岐阜、名古屋だったので、岐阜県が1万3,000円が上限で、名古屋市が1万1,000円になっているんですけど、感覚でいうと名古屋市のほうが高いのかなと思うんですが、これは間違いではないんですよね。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

今やはり高山市のほう、下呂市もそうなんですけども、インバウンドとかの関係で宿泊料が高くなっておりまして、そういった影響が大きいのかなと思っております。間違いではございません。

○委員（前川文博）

もう1点です。外国旅行の際に支給している日当を宿泊手当に改めるということなんですが、これは今この表にある台湾の1万7,000円というもののなのか、これとは別の宿泊手当という話なのか。あくまでもこれは宿泊の費用という意味の感覚でよろしいのか、その辺をお願いします。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

上限1万7,000円につきましては宿泊料のみの金額でございまして、宿泊手当は、台湾の場合は5,400円となります。

○委員（住田清美）

今の宿泊料の関係で、今度実費の精算になるということなので、これは領収書を添付という形になるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

領収書が必要になってきます。

○委員（住田清美）

これは上限なので、もしこれより高いホテルしかなかった場合は出しませんよ、自分で補填してねということなんですよ。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

原則的には議員のおっしゃるとおりで上限以上は出ないんですが、いろいろな会議とかでどうしてもそこへ泊まらなければいけない、もう指定されているというような場合、特別なときは認められないこともないというふうにはなっております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

職員と市長とか、そういった身分と言ったらおかしいんですけど、役職に関係なく統一したのはいいんですけど、領収書とか、そういったものを準備しなければいけないということで結構煩雑になるので、やっぱり前のように決めておいたほうが私はすっきりするのではないかなと思うんですけど、そういう考えを今回取られなかったのはどういった意味からなのでしょう。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

確かに、定額で領収書が必要ないというのがメリットではあったのかなと思うんですけども、一応国がこういうふうに旅費の改正をしてきたということで、今までも準じておりましたので、同じように改正していかなければいけないかなというところがございます。やはり宿泊料が高くなってきて、なかなか定額で泊まれない場面もちょっと多くなってきたかなというところで、それよりかは実費で赤字にならないというほうが優先かなということでの改正でございます。

○委員（高原邦子）

東京なんか1万9,000円で大体赤字にならずに泊まれますか。泊まれないことが多いのではないかなと思うんですけど、大丈夫なんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

多分圧倒的に私が泊まっているので、1万9,000円にはほとんど収まります。どういうところを選ぶかによるんですけど、1万9,000円あればまず収まります。1万9,000円までまずいかないですね。ただ、最近私の今の1万3,100円では収まらなくなっているんで、大体1万3,000円から1万4,000円ぐらいであれば、どこを選ぶかにもよりますが、目的地の震ヶ関とか、議員会館とか、あの辺りに近いところは大体泊まれるというふうに思います。

○委員（高原邦子）

やっぱり私今いろいろな意味で領収書とか何とかいろいろなことで出すのも大変なのに、ペーパーレスとか言いながらするのはいかがかなと思うので、いま一度、上から言ってきてそれに準じていったからではなくて、もうちょっとスマートな方法があったら考えて、また改めることはいいことなので、やってもらいたいかなと思うんですけど、やっぱりこのままでいけますか。改めたりとかいろいろ試行錯誤してということはないんでしょうか。これはみんな職員の気持ちも聞いてこの方法を取られたんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

やはり実費ということを確認するためには、領収書が必要なのかなというところがございます。ただ、インターネットで申し込む職員が多いかなというふうに思いますので、そうするとインターネットのほうで領収書も打ち出すことが可能でございますので、前よりかは現地で領収書もらってくるというのは少なくなっているのかなというところもあるかなと思います。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

もう1点です。今回、4月1日から統一した上限金額になるんですが、この単価は毎年見直しですか、こういったタイミングでまた改定がかかるのか、その辺をお願いします。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

国のほうで見直しを行うというふうに出ております。1年に1回かなというふうには思っております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に、先ほどの議案第11号の調査ができましたので、説明を求めます。

□人事課人事給与係長（田中裕子）

先ほどのご質問いただいた件ですが、短時間勤務で時間外勤務を免除してほしいという申請については、小学校就学前のお子さんがいるということが条件になりますので、申請をしていただければそのように認めることが可能です。

○委員（前川文博）

そうすると、今回は（１）の部分で小学校就学前のお子さんと、（２）のほうでは介護のことがあるんですが、この短時間勤務の方の時間外勤務の免除は（１）だけで、（２）のほうは対象にならないということよろしいですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課人事給与係長（田中裕子）

今の場合は子育ての方のみの制度となっておりますので、小学校就学前のお子さんがいる方というふうになっております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第14号 飛騨市私債権管理条例について

●委員長（森要）

次に、議案第14号、飛騨市私債権管理条例についてを議題といたします。

本案件は連合審査会で説明を受け、質疑を終結しておりますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 3 時43分 再開 午後 3 時43分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第15号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

議案第15号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
説明を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

それでは、議案第15号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

提案理由は、飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館の使用料等の見直しによる改正でございます。
要旨のほうをご覧ください。改正の趣旨及び内容でございます。飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館は指定管理者により運営を行ってまいりましたが、令和7年4月1日より市の直営となり、一部委託とさせていただくため、所要の改正を行うものでございます。

（1）紙漉き体験料金の見直しでございます。これまで指定管理者は、紙漉き体験1回につき条例に基づきまして、3,140円を上限といたしまして、1,000円を利用者から徴収していた経緯があることから、直営後は料金体系を1,100円に改めて徴収させていただくものでございます。

（2）年末休館日の見直しでございます。休館日を「12月31日から」となっておりましたが、年末における紙漉き体験の利用者がいないことから、「12月29日から」に改めるものでございます。

市民への影響等につきましては、今回紙漉き体験の利用料が1,000円から1,100円になるということで、若干の負担増となる改正でございます。

以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

4月から市の直営となるということなんですけれど、この施設の管理は河合振興事務所が担当なさるのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

これまで商工観光部の所管でありましたけれども、4月からは河合振興事務所の所管として管理をしていきたいと思っております。

○委員（住田清美）

では、この紙漉き体験を行いたいということで申し込むときも、窓口は河合振興事務所へ申し込んでくださいということなのでしょうか。直接ここに行っても誰もいないので、そういう形になるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

基本的にはいなか工芸館の管理者の方に、まず予約を受けていただくということになると思う

んですけども、今後直営になりますので、場合によっては河合振興事務所でも受け付けできるように配慮してまいりたいと思っておりますけど、基本的にはいなか工芸館の管理者のほうに行って予約していただくという形になります。

○委員（住田清美）

河合町には地域おこし協力隊の方で山中和紙を継承したいという方がいらっしゃいますが、その方とこの施設の関係というのはどういうふうになりますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

基本的に今の地域おこし協力隊の方は、継承するということではなくて、側面的な支援というところでやっておりますので、現在のいなか工芸館のほうで作業の体験などをしていただいておりますけども、基本的には付加価値をつけたりとか生産のほうのことをやりますので、当然関わっていきますけども、直接いなか工芸館に対して継承していくというふうなことでございませんで、ご理解いただきたいと思います。

○委員（前川文博）

今その施設のほうに管理人をとという話だったんですが、この方は市の職員というか、そういう形で雇われて8時間程度いらっしゃるということなんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

今回あくまで一部委託ということで委託をするということですので、職員の方に管理業務を委託をするという中に生産活動もやっていただくという形でやってまいりたいと思っておりますので、職員として採用するということではないということです。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

紙漉き体験の上限が3,140円、これはどこから出てきたものなんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

今回、条例の中で施設使用料ということで、3,140円となっておりますけども、今回その中で紙漉き体験料の1,000円ということで徴収をしていただいたということで、施設の利用料としてはこれまでそういった事例がなかったものですから、今回紙漉き体験料ということで改めて条例を改正させていただくというものでございます。

○委員（高原邦子）

条例には3,140円を上限と、その根拠はどこから出てきたのかということをお伺いしているんですが、もしもそれほどではないんだったら、下げたほうがいいのかないかなという気持ちだったので、その辺はいかがですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

この3,140円につきましては、いろいろ調べたんですけども、明確な根拠が分からない状況もございます。今回直営にするに当たりまして、実際に実績のあった紙漉き体験料というところでしっかりと条例改正をさせていただいて、しっかりと徴収していきたいというふうに考えています。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時50分 再開 午後3時52分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第16号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

議案第16号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第16号について説明いたします。4ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、宮川保育園を宮川小学校の校舎内へ移転することに伴う改正です。

内容につきましては、施設の位置の変更です。

施行日は、令和7年4月1日です。

市民への影響等は特にありませんし、移転につきましては、地元や保護者には理解を得られております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

今年の4月1日から、こちらのほうで保育を開始されるということなんですが、今年の入園者数というのは何人になりますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

今年度の入園というか、園児数は5人の予定でございます。

○委員（住田清美）

これが年少の子ならあと何年かは続くんですけど、年中の子が入ったりすると、今後何年くらいは大丈夫だよというような見通しはありますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

今のところ令和10年度ぐらいまでは、園児がいるという見通しでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第17号 財産の無償貸付について（飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業）

●委員長（森要）

次に、議案第17号、財産の無償貸付について（飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業）を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第17号について説明いたします。

無償貸付を行う財産の種類は土地です。

所在は飛騨市古川町下気多字石橋167番地2ほか4筆、面積は2,122.58平方メートル。

貸し付けの相手方は、プロポーザルで契約候補者となった古川町のサン・ドリーム株式会社です。

貸し付けの理由につきましては、先行取得地に沿った当該地の活用のため、民間投資による障害者就労支援施設整備を行い、障害者の就労支援の充実と活性化を図るということです。具体的に申しますと、整備される施設は障害者就労継続支援A型事業所で、現在老朽化に加え、作業で取り扱う品目も増えて手狭となったため、古川町向町にある事業所を当該土地へ移転したいというものでございます。プロポーザルでは、一時避難所、子供会の廃品回収場所、地域住民への憩いの場としての利用など、地域とのつながりを大切にしたいと話されていました。

貸付期間は令和7年3月19日から令和8年3月31日までで、以降、自動更新となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

説明資料の2ページ目に表示が出ておりますけれども、5筆、地目はいろいろありますけれども、これを貸し付けということなんですけれども、この状態で貸し付けをされるんですが、整地とか、これは全部借り受けるほうでやるということでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

これは平成17年の取得のときに整地工事を行ってしまして、草が生えたりして見た感じが整地していないようには見えるんですが、整地をしておりまして、あと、蔵があったんですけど、先般の補正予算で予算を認めていただいたので既に取り壊しをしまして、そこも整地してある状態ということでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

参考までに、これがもし有償だったら、どのぐらいの価格になるんでしょう。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

有償ですと、年額約47万円になります。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

今、整地化してあるということでしたけども、この上に建物を建てて、A型事業所が今現在ある向町のものが移転するという形で、貸し付けの期間としては1年ごとの更新というふうになりますけれども、建物がある以上、半永久的にこの無償貸し付けが続くと思うんですけれども、解除の条件とか、そういったものは織り込まれているのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

有償の貸し付けですと、借地借家法が適用になるものですから、こういう建物が前提の賃借の場合は30年以上の契約をしなければいけないということがございます。ただ、今回無償ですので、使用貸借ということで、借地借家法の適用がない状態になるということがございまして、その関係で、貸主のほうで何かあれば契約解除を求められる、法律上そういう担保がございまして、実質的には当然ながら使用目的を果たすまで貸して借りていただくということになるんですが、もし何か不祥事があったときにはこちらからも解除できるよう、あえてこういった形で1年の自動更新という形を取らせていただいております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

- ◆議案第18号 指定管理者の指定について（飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター）の変更について
及び

議案第19号 指定管理者の指定について（飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター）

●委員長（森要）

次に、議案第18号、指定管理者の指定について（飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター）の変更について及び、議案第19号、指定管理者の指定について（飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター）の2案件を会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第18号及び議案第19号の2案件につきましては、いずれも飛騨市内の公設デイサービスセンターに関連する議案ですので、一括して説明いたします。

まず、議案第18号から説明いたします。本案は、飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンターの廃止によりまして、当該施設の指定管理者が同時に管理しておりました飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センターの指定管理期間を令和7年3月31日まで、すなわち今年度末までの3年間に短縮するものです。

次に、議案第19号について説明いたします。本案は指定管理者の指定についての案件です。

施設の名称につきましては、飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター。これらは同一の建物です。

指定管理者となる団体の名称につきましては、飛騨市古川町の社会福祉法人吉城福祉会です。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

資料のほうをご覧くださいと思います。まず、1ページ目です。募集方法につきましては、非公募で行いました。指定管理料につきましては、令和7年の指定管理料は887万6,000円、指定期間は5年間ですので、トータルで4,438万円となります。

次に、提案内容についてご説明いたします。5ページをお願いします。運営についてはご承知のとおり長年にわたり問題なく行われている実績がありますので、今回、提案内容を幾つかご紹介いたします。例えば、下から3段目ですが、毎年、利用者及び家族へのアンケートを実施して、要望・意見・苦情のほか、運営推進会議での意見も踏まえ、その改善策を検討し運営に役立てる。その下、食事の嗜好調査等を行い、希望に沿った献立を計画することに加え、送迎についてはできる限り介護者の希望も聞きながら、希望される時間帯に行えるよう調整を心がける。次ページをお願いします。一番上の段の3行目、虐待行為の防止に重点を置き、虐待防止責任者を選任し、法人内の各種相談援助事業との連携を図りながら虐待防止の意識を徹底する。同じく6ページ一番下の段、ボランティアや各種慰問の受け入れを積極的に行い、住民に地域の施設という意識を高めていただけるよう努力する。7ページをお願いします。一番下の段、広いスペースであるメ

リットを生かして、機能訓練につながる活動を計画的に実施し、ご利用者の生活機能の維持向上を目指す。このように利用者及びご家族並びに地域に配慮した提案内容となっております。

8ページは組織図、9ページは収支計画書で5年間の収支計画の総括表となりますので、ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第18号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第19号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第20号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第20号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第20号について説明いたします。4ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、介護保険に係る独自事業の財源変更による改正です。

改正の趣旨及び内容です。介護保険法の保健福祉事業は、その範囲内において、市町村が条例で定めることにより、第1号被保険者の保険料を財源に独自の事業を実施することができるとされています。当市が実施してきた介護保険に係る独自事業は、これまで一般会計を財源に実施してきましたが、それを安定した財源の確保による持続可能な事業とするため、介護保険特別会計

で実施できるよう所要の改正を行うものであります。

追加する具体の事業といたしまして1つ目、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業。該当事業としては、家族介護応援手当になります。

2つ目、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業。該当事業としましては、移動販売事業者支援事業のうち、運営費に係る支援となります。3つ目、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設の運営、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、地域支援事業及びその他の保険給付のために必要な事業。該当事業としては、移動対策助成金、特養等夜勤者処遇改善臨時交付金事業、ケアマネージャー報奨品があります。

市民への影響等は特になく、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料基準額月額は当面維持できる見込みです。

施行日は令和7年4月1日。

備考欄に記載しておりますとおり、今回の保健福祉事業にかかる費用については繰越金を活用させていただきます。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第21号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
から

議案第23号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第21号、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてから、議案第23号、飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例についてまでの3案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第21号から議案第23号までの3案件につきましては、いずれも市が独自に制度化しております修学資金等の貸し付けに係る条例改正議案ですので、一括して説明をいたします。

まず、議案第21号について説明いたします。8ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、修学資金の返還に係る要件等を明記するための改正です。

改正の趣旨です。修学資金の返還すべき事例について、現在の条文による表記では返還義務が生じなくなるため、その誤りを訂正するものです。あわせて、返還期限の起算日及び方法を明記することで、債権管理の適正化を図ります。

改正の内容ですけれども、1つ目といたしまして、修学生が養成施設を退学したときや修学資金の貸与を辞退したとき等は、貸与を受けた修学資金を返還しなければいけないこと及び返還における期限の起算日、終期及びその方法を定める。2つ目、返還債務の猶予について、その理由や期間等を定める。3つ目、返還免除について死亡を理由とする場合に、卒業後42月以内の者を追加する。4つ目、期日までに書類の提出がない場合に貸与を休止することができるよう定めるという内容です。

ここで、改正の趣旨に戻りますけれども、現在の条文による表記では返還義務が生じなくなるとはどういうことなのか。この条例を改正することとなったきっかけを説明したいと思います。修学資金を借りました、ある看護学生が退学をされたため返還を求めようと思って、求める過程におきまして弁護士相談をしておりました。そうしたところ、条例の表記に不審な点があることが分かりました。5ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行ですが、第9条に「修学生は、前条第1項第2号から第5号の規定により修学資金の貸与を廃止された場合又は次条に掲げる免除要件に該当する場合を除き、貸与された修学資金を返還しなければならない。」とあります。前条、つまり第8条の第1項第2号から第5号にはどんなことが規定されているかと申しますと、退学した場合や修学資金の貸与を辞退したときなど、修学資金の貸与目的を達成する見込みがなくなったときは修学資金の貸与を廃止する旨が規定されております。ところが、第9条では「修学資金の貸与を廃止された場合又は次条に掲げる免除要件に該当する場合を除き」とあり、貸与を廃止された場合が除かれてしまっていますので、退学した場合は修学資金を返還しなくてもよいと読み取ることができます。もともとこの条例は、一定の条件を満たせば返還不要ですが、条件が満たせない場合は返還してもらいますよという趣旨で制定されたものなので、今回、正しい表記に改正をしたいということでございます。

8ページの要旨に戻ります。市民への影響等ですが、修学生が返還要件に該当した場合は、当然返還義務が生じることとなります。

施行日は公布の日です。

次に、議案第22号、飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について説明をいたします。10ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、養成資金の返還に係る要件等を明記するための改正です。

改正の趣旨です。今ほど説明しました飛騨市看護師等修学資金貸与条例の改正に伴い、当該条例においても養成資金の返還期限の起算日及び方法を明記することで、債権管理の適正化を図るとともに、看護師等修学資金貸与条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものでございま

す。改正の内容ですが、1つ目、返還における期限の起算日、終期及びその方法を定める。2つ目、返還債務の猶予理由等について、看護師等修学資金貸与条例と整合性を図る。3つ目、看護師等修学資金貸与条例と運用を統一することで、契約書の締結が不要となり、事務の簡素化、申請者の負担軽減及び迅速な支援を可能とする。4つ目、貸与の廃止及び休止について、規則と文言を統一するという事です。

市民への影響等は、現時点で対象となる者はありません。

施行日は公布の日です。

次に、議案第23号について説明いたします。7ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、就職準備貸付金の返還に係る要件等を明記するための改正です。

改正の趣旨です。これも飛騨市看護師等修学資金貸与条例の改正に伴い、当該条例においても就職準備貸付金の返還方法を明記することで債権管理の適正化を図るとともに、看護師等修学資金貸与条例等との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。あわせて、就職先に薬局を加えます。改正の内容ですが、1つ目、返還債務の猶予について、看護師等修学資金貸与条例に合わせる。2つ目、市内医療機関等への就業が見込まれる高山市内の看護師養成所の卒業生を対象とする。3つ目、就業する対象機関に薬局を追加するという事です。

市民への影響ですが、返還債務の猶予期間が3年から2年となります。2つ目、3つ目といたしまして、対象資格を有する者が市内就労した場合に、他の医療職と同様の支援を受けることができるようになります。

施行日は公布の日です。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

今、議案第21号のほうで事例も交えての説明がございましたが、これが公布の日ということで、そこから3つのことが変わっていくんですが、今現状借りていらっしゃる方は、要は借りた日というのは今の状態の条例のときで借りているんですが、公布の日以降に借りる人はいいいと思うんですが、今の方というのはどういう扱いで進んでいきますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

遑って正しいものにすることができませんので、現在これまで返還となった方が3名いらっしゃるんですけども、その3名の方には直接お会いして、この条例が誤っていたということを丁寧に説明いたしまして、この条例自体の趣旨が地域医療を支える看護師の育成とか、地域医療を守る基盤になっているということの趣旨を丁寧に説明して、何とか貸与した金額を寄附というような形で市のほうに納めていただけないかということをお願いするといった流れで向かわなければいけないと思っております。

○委員（前川文博）

ちょっと聞いたことと違ったと思うんですが、その3名の方はもう現実に学校を辞められたか

何かで、本来は返してもらわなければいけないんだけど、今の条例でいくと返す必要はないと。そういう方については寄附という形で返してもらえないかということを依頼していくということで、それが今の発覚した原因のことなんですね。今借りている方も、今借りているときはまだ今の条例ですので、この方が例えばこの交付が明日だとして、その後に退学しましたとなった場合はどうなりますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

従前の例になるという形になりますので、その方も退学とか返還の状況になった場合は、同様をお願いしなければいけないと思っております。

○委員（前川文博）

この交付した日以降に、この貸与を受けた方が新しいもので対応されるということでよろしいですね。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

お見込みのとおりです。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第21号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第22号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第23号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第24号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第24号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第24号について説明いたします。5ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、高校生年代への助成方法の変更に伴う改正です。

改正の趣旨及び内容です。令和2年度から実施の高校生年代を対象とした医療費助成について、高校生年代本人への教育の観点から助成方法を償還払い（医療機関等の窓口で一旦支払い、市へ払い戻しをする手続き）としておりましたが、岐阜県においては、県内外を問わない現物給付化（医療機関等における窓口無料）の前提となる併用レセプト請求方式が、令和8年度に導入予定となっております。併用レセプト方式といいますのは、医療機関が国民健康保険団体連合会や支払基金に対して、保険者負担分と福祉医療費分を別々の請求書を出していたものを1つのレセプトで済むようになる方式のことです。これにより対象者の手続きが簡素化されるため、1年早いですが、令和7年度からは高校生年代においても義務教育終了までの子供と同じ助成方法である現物給付とするものです。

市民への影響等ですが、高校生年代の対象者については手続きが簡素化されることになります。施行日は令和7年4月1日です。

なお、対象となる医療費は、施行の日以後に行われる療養に係る医療費となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

今回から償還払いから現物給付に変わるということなんですけど、この制度が変わるという周知については、該当者に対してどのような形で行っていらっしゃるのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

対象となる高校生年代の方におかれましては、受給者証を個別で郵送させていただきますので、その際に併せて周知の文書を出させていただきます予定でございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第25号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第25号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第25号について説明いたします。説明資料13ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、国民健康保険法施行令の改正に伴う改正です。

制定改廃の根拠ですが、「令和7年度税制改正の大綱」において、中間所得層の負担への配慮や物価上昇による影響に配慮し、国民健康保険税において所要の改正が行われることから、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い所要の改正を行うものです。

改正の内容です。1、医療費が増大する中において、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から賦課限度額を見直すものです。1つ目、基礎賦課限度額の引き上げ。賦課限度額とは、一定所得以上の人はいそれ以上に所得が高くなっても保険料額は同額とする仕組みですが、その限度額を現行の65万円から1万円引き上げて66万円とします。2つ目、後期高齢者支援金賦課限度額の引き上げ。限度額を現行の24万円から2万円引き上げ、26万円とします。2、軽減判定所得基準額の引き上げ。物価上昇局面における経済動向等を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、令和7年度から世帯人数に乗じる額を見直すものです。1つ目、5割軽減。現行の29万5,000円から1万円引き上げて、30万5,000円とするものです。2つ目、2割軽減。現行の54万5,000円から1万5,000円引き上げ、56万円とします。

市民への影響等ですが、1の賦課限度額の引き上げについては、高所得層には不利となる改正で、2の軽減判定所得基準額の引き上げについては、該当する者には有利となる改正であります。

施行日は、令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

国民健康保険の対象者、年々減っていつていると思うんですけど、分かる範囲で直近の加入者人数、あるいは世帯数が分かりましたら教えてください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

今年度の本算定時点の世帯数と被保険者数を申し上げます。世帯数につきましては2,847世帯、被保険者数につきましては4,188名となっております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

高所得者層というのは、少し具体的に所得で言うと幾らとか、ボーダーを教えてください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

医療分につきまして説明をさせていただきます。例えば、世帯主とその配偶者、あと子供1人世帯ということで、世帯人数3名というモデルで説明のほうをさせていただきます。限度額がかかる金額としましては、従前であれば861万5,000円程度であったものが、今回の改正によりまして876万4,000円程度になる見込みでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第26号 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに
手数料条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第26号、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第26号について説明いたします。4ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、教育、福祉等、患者関係者コンサルテーション料の見直しに伴う改正でございます。これは飛騨市こどものころクリニックの関係でございます。

改正の趣旨です。飛騨市こどものころクリニックでは、学校関係者が児童生徒に関する助言や指導を医師に求める際に教育・福祉等患者関係者コンサルテーション料（1回30分、8,000円、飛騨市内の学校は無料）を設定しております。一方、市外の一部の学校では、岐阜県が実施するスペシャリストサポート事業（県内公立学校を対象とした専門家との相談・面談等の費用助成制度、1回7,000円）を活用するケースが増えておりますが、県と市の目的が同じであることから、県の負担額と同額とするため改めるものでございます。改正の内容ですが、コンサルテーション1回30分につき8,000円であったものを、1回につき7,000円に変更するものでございます。

市民への影響等は、特にございません。

施行日は、令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（水上雅廣）

この改正で市民への負担、影響は特になしですけど、会計への影響というのはどのくらいありますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長補佐兼地域医療係長（中垣由香）

現在、今年度で7,000円の3件分、2万1,000円が収入として計上しているんですけども、今後、これを運用することによって大体相談件数が年で6件、7件と想定されますので、大体4万2,000円から4万9,000円の収入が見込まれます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（森要）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時34分 再開 午後4時36分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第27号 飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例について

●委員長（森要）

議案第27号、飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、議案第27号についてご説明いたします。8ページの要旨をお願いいたします。

提案の理由でございます。公民館施設及び古川町保健センター分館の設置目的の変更に伴う改正でございます。

改正の趣旨。（1）公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化ということで、市の公民館は社会教育法により、営利事業等の禁止といった利用制限があります。多様化する住民のニーズに対応できていないことから、コミュニティ施設化することにより、社会教育法の利用制限を外し、自由度の高い利用形態にすることで、施設の有効活用と地域活性化を目指すものでございます。あわせて、古川町総合会館内に併設する古川町保健センター分館、具体的には、2階の奥側の調理室、集団指導室、保健相談室の3室ですが、これをコミュニティ施設として利用するものです。今回の改正に合わせて、条例名をコミュニティーからコミュニティに修正し、各コミュニティー施設名もコミュニティに修正するものです。新旧対照表につきましては6ページ、7ページに記載がございます。7ページの中段からは、公民館施設をコミュニティ施設に位置づけるものでございます。次、（2）コミュニティ施設の廃止については、坂下生活改善センターは地域の集会場所として打保区が指定管理業務を受け、施設を使用していましたが、区が別途集会施設を取得したため、坂下生活改善センターを廃止するものでございます。

市民への影響等です。(1)従来どおり施設利用は可能であるため影響はございません。(2)打保区は代替集会施設を取得しており、影響はございません。

施行日、令和7年7月1日。ただし、第2条のうち題名及び施設の名称の改正、坂下生活改善センターの文言削除は令和7年4月1日です。

備考、公民館のコミュニティ施設化については、4月から6月の間、市民に何が変わるのか変更する趣旨等を分かりやすく事前周知することを考えております。

説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

施行日が7月1日ということで、その前の4月、5月、6月に周知をする期間を取るために7月1日という解釈でよろしいのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□生涯学習課長（古田善尚）

議員のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第28号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第28号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

議案第28号についてご説明いたします。15ページの要旨をお願いいたします。

提案理由は、飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正でございます。

改正の趣旨です。（１）スポーツ施設の廃止。飛騨市角川ゲートボール場、飛騨市角川ゲートボールクラブハウス及び飛騨市宮川山村広場施設は、利用者もなく、スポーツ施設としての機能を果たしていないことから廃止するものでございます。

次、（２）スポーツ施設夜間利用の見直しでございます。夜間利用がない照明設備撤去済みの施設や、現在照明施設がない山田グラウンド、角川グラウンド、坂下グラウンド、大無雁広場、種蔵広場でございますが、使用終了時間を「午後10時」と明記しておりますが、これを「午後5時まで」に改正するものでございます。

次、（３）施設個々の休場日、休場期間、使用時間、使用料の表記施設については、今後の施設個々の改正が生じた際の対応として、今回個別の表記にするものでございます。新旧対照表につきましては8ページから14ページに記載がございます。この別表の名称の施設一つ一つにおいて、休場日、休場期間、使用時間、使用料の表記を行っております。これにより、今後時間や使用料を改正する場合に、施設個別に対応することができ、事務の簡便化が図れるため変更するものでございます。現在、旧の表では時間等を変更する場合には、表内の時間表記の部分が、他の複数施設と共有欄となっているため、当該施設以外の部分も資料に載せなくてはならず事務量が煩雑になっていることから、今回個別欄表記に変更することで当該施設のみの資料記載が今後できるようにするものでございます。

次、（４）飛騨市市営水泳プールの休場日についてですが、プールの休場日、使用時間を使用実態に合わせ改正するものでございます。現在、市内3つの市営プールは、特別な事情がない限り、夏休み期間中の平日運営を行っており、使用時間も午後1時から午後4時までとしていることから、今回改正を行うものでございます。

市民への影響等ですが、現況に合わせた改正でございますので特にございません。

施行日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

市民への影響は特にないということなので、お話とかそういうものはされていると思うんですが、角川のゲートボール場とかいろいろなところを廃止するんですけど、市民の気持ちは聞いているということだと思います。それで、この跡地とか、そういったものはどのように考えていらっしゃるでしょうか。どこが管理するというか、草も生えるだろうし、いろいろなことがあるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

廃止した施設の跡地ということでございますけども、今回の廃止に当たりましては、地域、あるいはその利用団体の皆さん、そういったところと協議、確認をしまして廃止をしておるわけですが、跡地に建物がありますので、そういったものが全て撤去できた後に関しましては普通財産ということになります。廃止後の例えば転用とか、そういったことにつきましても、地

域、利用団体の皆さんとの協議の中でもお尋ねしたりはしたわけですが、そういったアイデアもないというようなところでした。それで、更地になりましたら、普通財産として売却も当然可能でございますし、宮川振興事務所も交えて話し合いもしましたけども、引き続き何かの利用に関して検討をいただくようお願いはしておるようなところでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第29号 飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第29号、飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、議案第29号についてご説明いたします。4ページの要旨をお願いいたします。

提案の理由でございますが、飛騨市学校運動場夜間照明施設における県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが、岐阜県教育委員会へ集約されたことに伴う改正でございます。

改正の趣旨でございますが、（１）県立高等学校運動場夜間照明の施設の削除でございまして、岐阜県立吉城高等学校運動場夜間照明施設及び岐阜県立飛騨神岡高等学校運動場夜間照明施設は、令和6年度より県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが、岐阜県教育委員会へ集約されたことに伴い条例から削除するものでございます。次、（２）夜間利用、照明設備のない夜間照明施設の廃止について。飛騨市立河合小学校運動場夜間照明施設及び飛騨市立宮川小学校運動場夜間照明施設は夜間利用がなく、かつ、照明設備も機能していないことから廃止するものでございます。

市民への影響等については、県立学校の運動場夜間照明は使用申込窓口が当該高校に移り、引き続き、市民利用が可能の見込みとなっており、影響はないと考えております。また、河合小学校、宮川小学校については利用がなく、照明施設も機能していないことから、こちらも影響はございません。

施行日、令和7年4月1日。

説明は以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

確認させてください。河合小学校と宮川小学校の照明施設は全く機能しなくなっていますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

宮川小学校のグラウンドについては、学校にも確認したんですが、照明の設備、照明自体がないということを——（水上委員「体育館側にはなかったか。」と呼ぶ）学校との確認の中ではないというようなことでございましたし、河合小学校のほうについても振興事務所にも確認をしておるわけなんですけど全く利用がないというようなことで、近年照明をつけたこともないというような状態でございましたので、今回、条例から落とすようなことで判断をしております。

○委員（水上雅廣）

かつては消防の練習とかいろいろなことで、消防も1つのコミュニティーだと思えばそういうことなので一生懸命やっていらっしゃって、ほかのグラウンドに行きなさいということで移りましたけど。ゼロでなければ、例えば両方とも避難所になっていますよね。夜間、中に入り切れない人たちが外で避難されるみたいなときに、そういったことがなくてもいいのかなというのが疑問としてあったので、いかがですかという話なんですけど、どんなんでしょう。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

夜間照明の関係なんですけど、今LED化など、もしこのままこのグラウンド照明を続けていこうと思えば当然そういったことが出てきます。グラウンドですと非常に広い範囲の照明ということになるものですから、1か所LED化するにも数千万円というようなことがございます。そういったこともありまして、避難所というようなことでございましたけども、消防団の中でも投光器なども持っておられると思うんですが、そういったものの代用なども検討できるのかなというようにことは思っております。

○委員（高原邦子）

これは高校のほうに移管するから削除ということでもいいんですけど、以前、神岡小学校だったか、夜間照明の交換とか、そういうのが少しもされなくて、「いいんだ」とかなんて言って少しも見てもらってもいないので、今この頃はどうかとは思っているんですけど、直してくれたらりもしているんだと思うんですけど、先ほど全然使っていないとか言うんですけど、飛騨市内では小学校とか中学校の照明はしっかりと機能していますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

夜間照明施設の利用に関しての管理は当課がやっておりますが、古川町で言いますと古川中学校グラウンドがありまして、こちらは令和5年度も大変多くの利用があるような状況でございます。それと、古川小学校、古川西小学校もあるんですが、これらは本来の夜間照明ということではなく、夕暮れときに暗いというような、スポーツ少年団の練習の片づけのために設置しているようなところで、ちょっと位置づけが違いますが、夕方ぐらいの利用がございます。あとは、河合町ですと稲越グラウンドは夜間の利用もございます。消防の練習なんかもここらでやったりしておられるようです。あとは、宮川町ですと宮川スポーツ公園の夜間照明。そして、神岡町ですと坂巻公園グラウンド、そして神岡小学校、神岡中学校に照明がございます、一定数の利用があるというような状況でございます。

○委員（前川文博）

飛騨市の設備のほうなんですけども、照明設備も機能していないことからということなんですが、機能していないので使う人がいなかったのか、使いたかったけど壊れているので使えずによそへ行ったのか、その辺の話はどうですか。どっちが先かという話なんですけど、使いたい人は実際にいたのか、そういう話も聞いていないのか、その辺はどうですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

河合町と宮川町でちょっと事情が異なるかなと思ってはおるんですが、宮川町に関しては夜間利用自体がもうずっとないというところではございました。河合小学校のグラウンドについては、かつてはそこで消防の練習、あるいは夜間の野球でしょうか、そういった利用がされてきた経緯はあったわけではございますが、河合町の場合は少し事情がありまして、近隣の住民の方から、近くにご自分で田んぼをやっているんじゃないかと、夜間照明をつけることで稲の育成にすごく影響が出るというような苦情をいただいた経緯があって、それ以来使われていないというような特殊な事情がございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定

いたしました。

◆議案第30号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第30号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、議案第30号をご説明いたします。45ページの要旨をお願いいたします。

提案理由でございますが、公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化、スポーツ施設、コミュニティ施設及び夜間照明施設の廃止等に伴う改正でございます。

改正の趣旨でございます。複数ありますので、一つ一つご説明申し上げます。

（１）学校開放施設における夜間照明施設の廃止ということで、吉城高等学校運動場夜間照明施設、飛騨神岡高等学校運動場夜間照明施設、飛騨市立河合小学校運動場夜間照明施設及び飛騨市立宮川小学校運動場夜間照明施設の廃止に伴い、使用料徴収条例から削るものでございます。

次、（２）スポーツ施設の廃止。角川ゲートボール場及び宮川山村広場施設の廃止に伴い、使用料徴収条例から削るものでございます。

次、（３）スポーツ施設夜間利用料の改正。夜間利用がない照明設備撤去済み施設等の夜間使用料に関する条項を削るもの。具体の施設として、角川グラウンド、羽根運動広場、大無雁広場、種蔵広場、山田グラウンドでございます。

次、（４）飛騨かわいスキー場リフト料金の見直し。物価高騰に応じたひだ流葉スキー場のリフト料金改正に伴い、飛騨かわいスキー場のリフト料金の見直しを行うとともに、午前券、午後券、一日券、シーズン券について、「購入者本人に限り有効とする。」旨の補記をすることで、回数券を除いて、スキー場の営業時間内に、例えば一日券等を他の人に譲渡することができない旨を明文化するものでございます。

次、（５）文化施設における入館料の障害者割引の引き上げ。飛騨市高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園及び飛騨市美術館における入館料の障害者割引について、飛騨古川まつり会館及び飛騨の匠文化館の割引状況を踏まえ、割引率を20%から50%に引き上げるものでございます。

次、（６）コミュニティ施設の廃止。坂下生活改善センターの廃止に伴い、本条例から削るものでございます。

次、（７）公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化。市の公民館6施設及び古川町保健センター分館のコミュニティ施設化に伴い、本条例を見直すものでございます。

市民への影響等です。（１）県立高等学校運動場夜間照明施設の利用に関しては、先ほどご説明いたしましたとおり、引き続き高校への申込みにより利用が可能となる見込みなので影響はございません。（２）の角川ゲートボール場、宮川山村広場の利用は代替施設がありますので、近年、当該施設の使用実績がないため影響はございません。（３）山田グラウンド、角川グラウンド、羽根運動広場、大無雁広場、種蔵広場は夜間照明設備がないため影響はございません。（４）飛騨かわいスキー場利用者には負担分が増えますが、他の同規模スキー場とリフトの設備などを

比較して、妥当な料金の値上げの範囲であると考えておりますので、今回改正等をさせていただきたいというふうに思っております。（５）障害者の方は入館料が安価になります。市の観光施設と同等といたしました。（６）打保区で代替集会施設を取得されましたので、影響はございません。（７）使用料は公民館の使用料金を同額移行しておりますので、影響は特にないと考えております。

影響の規模。（４）の飛騨かわいスキー場は、令和５年度の実績により年間利用者が１万１,０７０人ということで、今回の改正による歳入の増額としては、この実績から１５０万円余りということでございます。（５）文化施設における障害者の入館者数でございますが、表の記載のとおり令和５年度実績で３６人、これは金額換算しますと２,３４０円程度市の収入が減りますが、影響はごく少ないものと考えております。

施行日、第１条の（１）から（６）までの照明施設等の廃止、リフト料金の値上げ、障害者割引につきましては、令和７年の４月１日。第２条の（７）公民館等のコミュニティ施設の使用料金は、令和７年７月１日を考えております。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました２３案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（森要）

以上で、第2回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後5時04分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 森 要